

職員の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

広島県人事委員会規則第六号

職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第一条 この人事委員会規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第二号。以下「条例」という。）第四条、第八条及び第十条の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第四条の人事委員会規則で定める事由)

第二条 条例第四条の人事委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由（六月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第五条第一号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

一 外国での勤務

二 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの
三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であつて外国に所在するものにおける修学（前二号に掲げるものに該当するものを除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として人事委員会が定めるもの
(配偶者同行休業の申請手続)

第三条 配偶者同行休業の申請は、書面により、配偶者同行休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第四条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(条例第八条の人事委員会規則で定める事由)

第五条 条例第八条の人事委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 配偶者（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の六第一項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第一項第一号から第三号までにおいて同じ。）が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなつたこと。
二 配偶者同行休業をしている職員が、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成七年広島県人事委員会規則第一号）第十条第一項の表第九号に規定する休暇を取得するこ
ととなつたこと。

三 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百六十号）第二条第一項の規定による育児休業を承認することとなつたこと。

（届出）

第六条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- 一 配偶者が死亡した場合
- 二 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- 三 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- 四 前条第一号又は第二号に掲げる事由に該当することとなつた場合

2 第三条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

（配偶者同行休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）

第七条 任命権者は、条例第九条第三項の規定により、同条第一項の規定により任期を定めた採用をした職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（任命権者の責務）

第八条 任命権者は、配偶者同行休業をしている職員が行う必要な能力の維持向上のための取組を支援する等当該職員の職務への円滑な復帰を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（雑則）

第九条 この人事委員会規則に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この人事委員会規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
（職員の給与の支給に関する規則の一部改正）
- 2 職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
第七条第四項中「自己啓発等休業」という。」の下に「職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第二号）第二条の規定による配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）」を加える。
- 第十四条中「自己啓発等休業をし」の下に「配偶者同行休業をし」を、「自己啓発等休業の期間中」の下に「配偶者同行休業の期間中」を加える。
- 第十九条の三中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
- 七 配偶者同行休業をしている職員

第二十六条第一項を次のように改める。

給与条例第十八条第一項に規定する期末手当基準日（以下「期末手当基準日」という。）において次の各号のいずれかに該当する職員は、同項に規定する職員には含まれないものとする。

一 現に休職（教育公務員特例法第十四条の規定による休職（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律の規定により、教育公務員特例法第十四条の規定の準用を受ける休職を含む。）及び給与条例第二十一条第一項から第三項までの規定による休職を除く。次項、第二十六条の二第一項第三号及び第二十七条第一項第一号において同じ。）にされ、専従許可を受け、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、大学院修学休業をし、無給派遣（派遣のうち給与の支給を受けないものをいう。以下同じ。）され、又は停職にされている職員

二 給与条例第十八条の二各号のいずれかに該当する職員

三 育児休業をしている職員のうち、給与条例第二十二条の三第一号に規定する職員以外の職員

第二十六条第二項中「自己啓発等休業をし」の下に「配偶者同行休業をし」を加え、同条第三項第三号中「自己啓発等休業をしている職員」の下に「配偶者同行休業をしている職員」を加え、同条第四項中「自己啓発等休業をし」の下に「配偶者同行休業をし」を加える。

第二十六条の二第一項第三号中「自己啓発等休業中」の下に「配偶者同行休業中」を加え、「並びに」を「及び」に改める。

第二十六条の十第一項中「自己啓発等休業をし」の下に「配偶者同行休業をし」を加える。

第二十七条第一項を次のように改める。

給与条例第十八条の四第一項に規定する勤勉手当基準日（以下「勤勉手当基準日」という。）において次の各号のいずれかに該当する職員は、同項に規定する職員には含まれないものとする。

一 現に休職にされ、専従許可を受け、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、大学院修学休業をし、派遣され、又は停職にされている職員

二 給与条例第十八条の四第五項において準用する給与条例第十八条の二各号のいずれかに該当する職員

三 育児休業をしている職員のうち、給与条例第二十二条の三第二号に規定する職員以外の職員

第二十七条第八項第二号中「自己啓発等休業をしている職員」の下に「配偶者同行休業をしている職員」を加える。

第二十七条の二第一項中「自己啓発等休業中」の下に「配偶者同行休業中」を加える。（職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正）

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号）の一

部を次のように改正する。

第二条の人第一号中「又は職員の自己啓発等休業に関する条例」を「職員の自己啓発等休業に関する条例」に改め、「場合を除く。」の下に「又は職員の配偶者同行休業により現実に職務に従事することを要しない期間」を加える。

(人事異動の取扱に関する規則の一部改正)

4 人事異動の取扱に関する規則（昭和三十一年広島県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「第十八条第一項」の下に「職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第二号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第九条第一項」を加え、同表26の項中「又は育児休業法」を「育児休業法」に改め、「第十八条第三項」の下に「又は配偶者同行休業条例第九条第三項」を加え、同表28の項中「又は育児休業法」を「育児休業法」に改め、「第六条第一項第一号」の下に「又は配偶者同行休業条例第九条第一項」を加え、同表中65の項を68の項とし、50の項から64の項までを三項ずつ繰り下げ、49の項を51の項とし、同項の次に次の二項を加える。

52 配偶者同行 休業承認取消	法第二十六条の六第六項の規定により配偶者同行休業の承認を取り消す場合をいう。
	配偶者同行休業の承認を取り消す

別表中48の項を50の項とし、42の項から47の項までを二項ずつ繰り下げ、同表41の項中「自己啓発等休業の承認を受けた職員」の下に「配偶者同行休業条例第二条の規定により配偶者同行休業の承認を受けた職員」を加え、同項を同表43の項とし、同表中40の項を42の項とし、36の項から39の項までを二項ずつ繰り下げ、35の項の次に次の二項を加える。

36 配偶者同行 休業承認	配偶者同行休業条例第二条の規定により配偶者同行休業を承認する場合をいう。
37 配偶者同行 休業期間延長	配偶者同行休業条例第六条第二項において準用する同条例第二条の規定により配偶者同行休業の期間を延長する場合をいう。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

5 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「自己啓発等休業」という。)をし」の下に「職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第二号）第二条の規定による配偶者同行休業

（以下「配偶者同行休業」という。）をし」を、「自己啓発等休業の期間」の下に「配偶者同行休業の期間」を加える。

別表第二十四事由の欄中「休暇及び」を「休暇、」に改め、「除く。」の下に「及び配偶者同行休業」を加える。

（職員の通勤手当に関する規則の一部改正）

6 職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第三号中「自己啓発等休業をいう。以下同じ。」をし」の下に「、配偶者同行休業（職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第二号）第二条の規定による配偶者同行休業をいう。以下同じ。）をし」を加える。

第十条の四第二項中「自己啓発等休業をし」の下に「、配偶者同行休業をし」を加える。